

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月30日 11時39分ごろ
発生場所	新潟県 ^{かしわざき} 柏崎市長浜海水浴場西北西方沖 椎谷鼻 ^{しいや} 灯台から真方位054° 1,140m付近 (概位 北緯37° 29.4′ 東経138° 37.7′)
事故の概要	水上オートバイ303及び水上オートバイ303は、共に遊走中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年8月2日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 303、0.2トン 230-51729群馬、個人所有 B 水上オートバイ 303、0.1トン 230-54371群馬、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A 重傷 1人（船長A） B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B 船首部船底キールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、長浜海水浴場を出発し、同海水浴場西北西方沖に向けて仲間のB船を先導しながら遊走中、左旋回していた際、B船と衝突し、船長Aが投げ出されて落水し、エンジンが停止した。 船長Aは、海面 ^{うつぶ} に俯せで浮いていたところを付近で遊走していた他の水上オートバイの船長等が用意したトーイングボートに引き揚げられて浜辺に向かい、救急車及びヘリコプターで新潟県長岡市の病院に搬送され、びまん性軸索損傷、脳挫傷、頭部挫創と診断され、入院した。 船長Aは、水上オートバイの操縦経験が約20～30回あった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、座席の後部に知人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、長浜海水浴場をA船に続いて出発し、西北西進しながら遊走中、船長Bが左旋回しながら左舷船首方至近を右に横切る態勢で接近するA船に気付いてハンドルを左に切ったものの、その船首船底部とA船の右舷船尾部とが衝突した。

	<p>B船は、A船を乗り越え、船長B及び同乗者Bが投げ出されて落水し、緊急エンジン停止スイッチが作動してエンジンが停止した。</p> <p>船長Bは、付近の海面上に認めた同乗者Bに声を掛けた後、A船付近の海面に船長Aを認めたので泳いで近づき、本事故に気付いた他の水上オートバイの船長等と共に船長Aを救助後、B船を操縦して浜辺に戻った。</p> <p>同乗者Bは、付近にいた他の水上オートバイに救助され、救急車で市内の病院に搬送後、左膝靭帯^{じんたい}損傷と診断された。</p> <p>船長Bは、本事故当時のB船の対地速力が約30km/hであったかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、水上オートバイの操縦経験が約5、6回あった。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、長浜海水浴場西北西方沖において遊走中、左旋回していた際、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報を得ることができなかったことから、B船と衝突した状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、長浜海水浴場西北西方沖においてA船に続いて遊走中、船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、左旋回しながら左舷船首方至近を右に横切る態勢で接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船及びB船が共に遊走中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他船の間近に接近するような旋回等の操縦をしないこと。 ・遊走中は、船間距離を十分に保つとともに、常時適切な見張りを行うこと。